○厚生労働省告示第三百七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和三年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

第三条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修
名称	所在地	研修を実施する期間
（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク	大阪府大阪市平野区喜連西六丁目二番五十五号	令和三年四月一日から令和十一年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

改正前

第三条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修
名称	所在地	研修を実施する期間
（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク	大阪府大阪市平野区喜連西六丁目二番五十五号	令和三年四月一日から令和八年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第三百七十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和八年厚生労働省告示第百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修
名称	所在地	研修を実施する期間
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九百四十二番地一	令和八年七月一日から令和十一年三月三十一日まで	兵庫教育大学就労支援基礎的研修
特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和八年十月一日から令和十一年三月三十一日まで	基礎的研修

改正前

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修
名称	所在地	研修を実施する期間
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九百四十二番地一	令和八年七月一日から令和十一年三月三十一日まで	兵庫教育大学就労支援基礎的研修
（新設）			